

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

令和 8 年 10 月 21 日

水 曜 日

第5582号

目 次

告 示	
○道路の位置の指定	1
公 告	
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第449号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のように指定した。

令和 8 年 10 月 21 日

富山県知事 新 田 八 朗

道路番号	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	5.85～ 6.00	21.09	氷見市窪366番 5	氷見市窪367番 4	令和 8 年 10 月 6 日

~~~~~

## 公 告

~~~~~

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年10月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

DCM魚津店 魚津市上村木2丁目10番22号

2 店舗を設置する者 DCM株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) DCMカーマ魚津店 魚津市上村木2丁目10番22号

(変更後) DCM魚津店 魚津市上村木2丁目10番22号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては
代表者の氏名

(変更前) DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井六
丁目22番7号

(変更後) DCM株式会社 代表取締役 神谷 浩邦 東京都品川区南大井六
丁目22番7号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては代表者の氏名

(変更前) DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井六
丁目22番7号

(変更後) DCM株式会社 代表取締役 神谷 浩邦 東京都品川区南大井六
丁目22番7号

4 変更の日 (1)令和4年9月1日

(2)(3)令和8年3月1日

5 変更の理由 大規模小売店舗の名称及び代表者の変更のため

6 届出の日 令和8年10月9日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和8年10月21日から令和9年2月22日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を

有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和 8 年10月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

D C M高岡野村店 高岡市野村 563番 5

2 店舗を設置する者 D C M株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）D C Mカーマ高岡野村店 高岡市野村 563番 5

（変更後）D C M高岡野村店 高岡市野村 563番 5

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）D C M株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井六丁目22番 7 号

（変更後）D C M株式会社 代表取締役 神谷 浩邦 東京都品川区南大井六丁目22番 7 号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井六丁目22番7号

(変更後) DCM株式会社 代表取締役 神谷 浩邦 東京都品川区南大井六丁目22番7号

4 変更の日 (1)令和4年9月1日

(2)(3)令和8年3月1日

5 変更の理由 大規模小売店舗の名称及び代表者の変更のため

6 届出の日 令和8年10月9日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和8年10月21日から令和9年2月22日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年10月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

DCM富山大広田店 富山市中田二丁目10番20号

2 店舗を設置する者 DCM株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) DCMカーマ富山大広田店 富山市中田二丁目10番20号

(変更後) DCM富山大広田店 富山市中田二丁目10番20号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井六丁目22番7号

(変更後) DCM株式会社 代表取締役 神谷 浩邦 東京都品川区南大井六丁目22番7号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井六丁目22番7号

(変更後) DCM株式会社 代表取締役 神谷 浩邦 東京都品川区南大井六丁目22番7号

4 変更の日 (1)令和 4 年 9 月 1 日

(2)(3)令和 8 年 3 月 1 日

5 変更の理由 大規模小売店舗の名称及び代表者の変更のため

6 届出の日 令和 8 年10月 9 日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和 8 年10月21日から令和 9 年 2 月22日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、

縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年10月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

D C M富山本郷店 富山市本郷町字万年割160-1

2 店舗を設置する者 D C M株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）D C Mカーマ富山本郷店 富山市本郷町字万年割160- 1

（変更後）D C M富山本郷店 富山市本郷町字万年割160- 1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）D C M株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井六丁目22番7号

（変更後）D C M株式会社 代表取締役 神谷 浩邦 東京都品川区南大井六丁目22番7号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては代表者の氏名

(変更前) DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井六丁目22番7号

(変更後) DCM株式会社 代表取締役 神谷 浩邦 東京都品川区南大井六丁目22番7号

4 変更の日 (1)令和4年9月1日

(2)(3)令和8年3月1日

5 変更の理由 大規模小売店舗の名称及び代表者の変更のため

6 届出の日 令和8年10月9日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和8年10月21日から令和9年2月22日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年10月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

DCM富山問屋町店 富山市問屋町1丁目11番11号

2 店舗を設置する者 DCM株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) DCMカーマ富山問屋町店 富山市問屋町1丁目11番11号

(変更後) DCM富山問屋町店 富山市問屋町1丁目11番11号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井六丁目22番7号

(変更後) DCM株式会社 代表取締役 神谷 浩邦 東京都品川区南大井六丁目22番7号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井六丁目22番7号

(変更後) DCM株式会社 代表取締役 神谷 浩邦 東京都品川区南大井六丁目22番7号

4 変更の日 (1)令和4年9月1日

(2)(3)令和8年3月1日

5 変更の理由 大規模小売店舗の名称及び代表者の変更のため

6 届出の日 令和8年10月9日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和8年10月21日から令和9年2月22日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出する

ことができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年10月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

サンコー氷見中央店 氷見市大野新83

2 店舗を設置する者 DCM株式会社

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井六丁目22番7号

（変更後）DCM株式会社 代表取締役 神谷 浩邦 東京都品川区南大井六丁目22番7号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）三幸株式会社 代表取締役 土田 一清 高岡市野村1711番地 ほか1

（変更後）三幸株式会社 代表取締役 伊藤 正彦 高岡市野村1711番地 ほか

か1

4 変更の日 (1)令和8年3月1日

(2)令和4年2月28日

5 変更の理由 (1)設置者の代表者変更のため

(2)三幸株式会社の代表者変更のため

6 届出の日 令和8年10月9日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和8年10月21日から令和9年2月22日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由